

日時場所 令和2年1月21日 午後2時00分 本庁舎 大会議室

出席農業委員	11名
	1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
	5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
	10番 星 一徳 11番 増渕 勝
欠席農業委員	
出席推進委員	18名
	12番 川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
	16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
	20番 神山順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
	24番 福田正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子
	30番 神山隆治 31番 福田吉男
欠席推進委員	1名
	32番 阿久津正信
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第2号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第3号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第4号 非農地証明願について
- 第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第6号 令和2年度(2020年度)農作業料金等の標準額について
- 第12 議案第7号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議

神長昇一事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に

成立しております。

また、阿久津正信推進委員から欠席する旨の報告がありましたので、推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。

本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年1月日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、神長事務局長に朗読させます。

神長昇一事務局長

(議事日程を朗読した。)

星 一 徳 議 長

それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、例に倣いまして、議長において指名いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星 一 徳 議 長

ご異議ございませんので、私、議長において指名いたします。11番増淵勝委員、1番福田絹江委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の川村主幹を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたします。これにご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星 一 徳 議 長

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

星 一 徳 議 長

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3 報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任お願いします。

鯉 沼 慶 主 任

総会資料1ページをお開きください。

報告第1号 農地法第4条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。

先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は、令和元年12月20日。許可日及び指令番号につきましては、令和元年12月20日、日農委指令第4-6号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今報告が終わりました。先月の件でございますが、何か質問等ございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第4 報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任お願いします。

鯉 沼 慶 主 任

総会資料2ページをお開きください。

報告第2号 農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。

先月の5条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は、令和元年12月20日。許可日及び指令番号につきましては、令和元年12月20日、日農委指令第5-42号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今報告が終わりました。何か質問等ございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5 報告第3号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長

はい、小柳副主幹お願いします。

小柳房雄副主幹

報告第3号 農地法第18条(通知)についてご説明いたします。

総会資料は3ページから5ページとなります。

本案件については、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。今月は、基盤強化法第18条関係の合意解約が7件です。貸し人、借り人の住所・氏名及び土地の表示・解約理由等は通知のとおりです。

なお、1番が農業委員会事務局、2番から7番までが日光市農業公社扱いです。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今報告が終わりました。何か質問等ございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長

解約後はどうなるのですか。

小柳房雄副主幹

一部は転用案件がありますが、残りは別の借り人がおります。

星 一 徳 議 長

はい、そのようです。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。江連部会長から全体説明をお願いします。

(江連一彦農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、お願いします。

江連一彦農業委員

今回の現地調査については、18日に2班体制で実施したところであります。班体制であります。1班が私江連、川村耕一委員、福田正文委員そして事務局として神長局長と鯉沼主任であります。2班については、高橋和子副部会長、加藤英利委員、高村充委員、神山隆治委員そして星会長、事務局からは川村係長と小柳副主幹が対応いたしました。

案件の内容ですが、3条申請が2件、4条申請が1件、5条申請が8件、非農地証明願が5件ということで、合計16件でございます。担当であります。3条申請の1番が福田正文委員、2番が高橋和子副部会長、それと7ページの4条申請の1番が加藤英利委員、それと8ページの5条申請の1番が福田正文委員、2番が神山隆治委員、3番・4番は私江連が担当いたします。5番が川村耕一委員、6番が福田正文委員、それと7番・8番が高村充委員であります。10ページの非農地証明の1番・2番が神山隆治委員、3番が加藤英利委員、

星 一 徳 議 長

4番・5番が川村耕一委員であります。以上です。

はい、ご苦労様でございました。

それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
福田正文推進委員

はい、福田委員お願いします。

議案第1号の申請番号1番について報告いたします。

本申請は、針貝地内において売買における3条の申請であります。

位置図ですが、申請地は県道大桑・大沢線の針貝交差点から南東に約100メートルに位置します。

案内図です。これが針貝の交差点であります。ここから東に約40メートルほど進み、右折してさらに30メートルほど行き、左折して約60メートル来た所が今回の申請場所です。

公図であります。この辺が針貝交差点です。ここが申請地です。登記簿地目は畑、現況も畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、現在も家族3人で水稻栽培を営んでおります。申請地は自宅に近く、購入後はキュウリなどの作付栽培を行う予定であります。

現況写真であります。この範囲でございます。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

江連一彦農業委員

部会の中でも、受け人は専業農家ということで特に問題はないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

特にございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋和子農業委員挙手)

星 一 徳 議 長
高橋和子農業委員

はい、高橋委員お願いします。

私は、議案第1号の2番を担当いたしました。

猪倉地内の贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。

申請地は猪倉地内。小学校から南東に1.5キロメートルに位置しております。

小学校から県道を南東に2.8キロメートル行き、猪倉交差点を右に170

メートル入った所です。

登記簿地目は田、現況も田です。契約内容は贈与であります。調査の結果、譲受人は自作農地を適切に管理し、家族一人で水稻を作付けしています。今回、申請地は譲受人の近くに位置しており、贈与後は水稻の作付けを予定しています。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、部会でも許可することに問題はないとの統一見解です。従いまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございました。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、日程第7 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

はじめに番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(加藤英利推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、加藤委員お願いします。

加藤英利推進委員

議案第2号の1番を担当いたしましたのでご報告いたします。

本申請は、日光市平ヶ崎地内において長屋住宅を目的として転用する案件でございます。

位置図ですが、文化会館から南へ500メートルに位置しております。

案内図ですが、宇都宮・今市線を広場に行く途中に位置しております。

公図のご説明をいたします。登記簿地目は畑、現況も畑です。東側は道路を挟んで住宅、南側は住宅、北側は道路を挟んで住宅、西側は住宅でございます。

土地利用計画図でございます。現地には申請人の長男及び行政書士が立ち会いました。申請地を長屋住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。ここにA棟とB棟を作って、長屋住宅とする計画でございます。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水はここに浸透槽を作って敷地内浸透処理をするということでございます。こちらが高くなっていて斜めで下ってくる感じですが、この辺に擁壁を作って60センチくらい下げるそうです。ここには道路がありますが、道路のところまで所有者の土地が入っているということで、現在の道路の中心から2メートルセットバックして、ここへも擁壁を作るということでございます。

写真をお願いいたします。これは東側から見た写真でございます。先ほど言った道路がありますが、実際にはこの辺が境界です。ここの境界の真ん中から2メートルバックして擁壁を作って、現在の道は確保するということです。申請人が自分の土地だからといってこちらの方までくると奥の住民は車も通れなくなってしまうということで、好意でセットバックしてくれるということをお

話ししておりました。こちらが広場です。元のスケート場がこの辺です。
以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われるので、ご審議のほど
よろしくお願いいたします。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願
います。

高橋和子農業委員
星 一 徳 議 長
高橋和子農業委員

副部会長から報告いたします。

はい、どうぞ。

申請地は、都市計画法上の一種住居地域内にあるので、第三種農地区分とな
り、許可の対象となります。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われるので、許可総統との
部会の統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、副部会長から報告がございました。ここで現地調査を実施した部会
以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたしま
す。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長
田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございま
すか。
ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案の
とおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可
することに決しました。

続きまして、日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に
ついて」を議題といたします。

はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
福田正文推進委員

はい、福田委員お願いします。

議案第3号の1番を担当しました。

本申請は、藤原地内において、太陽光発電を目的として転用する案件でござ
います。譲渡人、譲受人、申請地等については申請のとおりでございます。

位置図です。国道121号線、この辺に野岩鉄道の龍王峡駅がございま
す。ここから国道121号線を北東に向かいまして、約400メートル来た所を左
折し、さらに左折した場所が今回の申請地でございます。

公図でございます。これが市道です。登記簿地目、現況ともに畑となっ
ております。東側は畑、北側と西側は青地、南側は市道になっております。

なお、隣接農地の所有者の同意書が添付されております。現地には測量業
者が立ち会いました。譲受人は敷地内に太陽光パネル360枚を設置する計画
でございます。敷地内の給排水はございません。雨水については敷地内浸透処理
といたします。敷地の周辺にはフェンスを設置し、安全管理に配慮いたします。

なお、申請地は市道と今回の申請個所に高低差があり、なおかつ進入路も
ありませんので、今回この所に進入路を新設する予定でございます。なお、入
り口については、市の道路管理者と協議済みでございます。この進入路でござ
いますが、砂利を敷き、簡易舗装する予定になっております。資金計画でござ
いますが、総事業すべて自己資金で賄い、金融機関の残高証明も添付されて
おります。

写真でございますが、上から撮った写真です。この下に国道と、この辺に市道が入っております。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

江連一彦農業委員

この土地については、耕作放棄地として確認している場所でございますが、部会の中では、大雨が降った時に雨水の処理はどうかという話が出ましたが、国道の方に多少傾斜になっております。中央部分をたるませた形で、敷地内で浸透させるということの確認をしておりますので、何ら問題はないと部会の中では検討したところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、部会長から報告がございました。ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。(青木渡農業委員挙手)

星 一 徳 議 長
青木渡農業委員
鯉沼慶主任

はい、青木委員どうぞ。

この会社の実績はどのようなのでしょうか。

県内で、那須町、那須塩原市、それから下野の方で実績がございまして。以上になります。

星 一 徳 議 長
鯉沼慶主任

内容の報告もしてください。

平成26年に設立して、資本金が9千万円の株式会社になります。太陽光を利用した発電業務や、電力の販売等を主な業務としております。以上となります。

星 一 徳 議 長
青木渡農業委員
星 一 徳 議 長

はい、よろしいでしょうか。

はい。

他に何かございましてか。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長
田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございましてか。ございませぬ。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
神山隆治推進委員

はい、神山委員お願いします。

私は、議案第3号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市木和田島地内において一般住宅を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人は申請のとおりです。

申請地は小学校から西に約800メートルに位置しております。

案内図です。小学校がここにありまして、南側を市道が走っております。この市道を北西の方向に500メートルほど進み、左に曲がりまして250メートルほど進みます。そうしますとT字路に行き当たります。このT字路をまた

南側に50メートルほど進んだ所に今回の申請地がございます。

公図です。ここが申請地になります。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況ですが、東側は道路が通っております。西側は宅地になっております。南側は青地がありまして畑となっております。北側は畑になります。現地には譲渡人が立ち会いました。この案件は、親から子への贈与になります。

今回の予定ですが、こちらに住宅を建てて住むということですが、譲受人は賃貸住宅に住んでおり、子供の出産を控えて手狭になるため、敷地面積493平米に建築面積119.66平米の平屋を建てるということです。資金は住宅ローンを組むということで、事前審査結果が添付されております。要所要所にテープ等でポイントが落とされておりました。給水は公共の水道、排水は合併浄化槽を設け、譲受人の排水路に升を設け、接続して農業排水路に配水することです。なお、水利組合の許可は得ているとのこと。雨水は敷地内浸透処理いたします。

先ほどの計画図ですが、こちらに市の水道が通っております。こちらの方から給水をしまして、住宅の北側の方ですがここに合併浄化槽を設けまして、これをこちらの方に持っていきまして、こちらが今回の譲渡人の住居がありますが、こちらの譲渡人の排水路の方に設けて西側の方に配水することです。

写真ですが、こちらが東側の道路になりまして、こちらが申請地になります。この後ろが譲渡人の住宅になっております。こちらに住宅を建てまして、こちらが庭です。このような計画で予定しているとのことでした。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について高橋副部長から報告願います。

高橋和子農業委員

親子間による5条申請であります。周りに及ぼす影響もないと思われまので、許可相当との部会の統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、副部長から報告がございました。ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号3番と4番について担当委員の報告を求めます。

(江連一彦農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、江連部長お願いします。

江連一彦農業委員

3番・4番は一体利用ですので、一括して説明させていただきたいと思えます。

位置図ですが、小学校の真北に当たります。150メートルほどの北の所に位置します。

案内図をお願いします。ここに小学校がありますが、その真北150メートル辺りに位置しております。県道栗山・今市線から約35メートルほど入った所が申請地であります。

公図ですが、登記簿地目については田、現況も田であります。周辺の状況であります、東側については宅地、西側については田であります。南側が水路ということで、古大谷の分水の水路になっております。北側については水路がありまして、水路の北側が宅地という状況であります。

土地利用計画図であります、申請地は宅地分譲ということで16区画の分譲になります。現地には譲受人の代理人、行政書士に立ち会っていただきました。開発面積が5,365平米ということで、都市計画法上の許可が必要ということで、都市計画課の方に許可申請願を出しているという状況であります。計画図の中のこの部分が水路になっております。都市計画課との協議の中で、水路の外側約1メートル前後の所を水路用地として確保をして、そこを避けた所から開発のエリアに入るということであります。この部分が古大谷の分水の方になっておりますが、これもこの部分についてはコンクリート擁壁を積むということであります。こちらが田になっておりますが、1メートルほど高い田になっております。その所については、逆L字で上の田の保護をするという状況であります。給排水については、公共の上下水道を利用するという、雨水については宅地内の浸透ということ、これが進入路ですが、この部分に浸透升、それとこの道路の中央部分とこれとこの部分が雨水の処理の浸透槽であります。

写真をお願いします。この部分が開発のエリアということで、この上の部分が田になっております。この部分を先ほど説明したように、逆L字で保護するというであります。ここに幅が約1メートルほどの水路があるわけですが、この幅から約1メートル前後外側に出た所から開発し、水路用地として確保するという、水路の関係あるいは隣接の農地の関係の保護はされているということで確認をしております。土地改良区との協議も済んでいるということで、この部分が進入路になるわけですが、この部分については約6メートルのボックスカルバートを入れてここを横断するという状況であります。隣地の方の同意は頂いているということであります。資金計画については、確認しておりませんでしたので、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

資金計画につきましては、全額借入金で賄うとしておりまして、金融機関からの融資証明書の方が添付されております。以上となります。

以上のことから、部会としても水路の関係、あるいは隣地の農地の関係とこういったところも保護されているということを確認しておりますので、許可相当ということで判断しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

はい、ありがとうございます。

副部長からは何かございますか。

特別ございません。

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番、4番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

鯉沼慶主任

江連一彦農業委員

星一徳議長

高橋和子農業委員

星一徳議長

星一徳議長

星一徳議長

田井哲農業委員

星一徳議長

星 一 徳 議 長

(挙手全員)

挙手全員です。よりまして、番号3番、4番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
川村耕一推進委員

はい、川村委員お願いします。

私は、議案第3号の5番を担当いたしましたのでご報告いたします。

本申請は、日光市町谷地内において、親子間の使用貸借による一般住宅を目的として転用する案件です。

位置図による説明です。申請地は町谷地内。小学校の交差点から南へ約700メートル進んだ所に位置します。

案内図による説明です。小学校から大桑・大沢線を700メートル進み、そこを右折して約250メートル進んだ右手が申請地になります。

公図です。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は、東側が宅地、西側が田、南側が水路と道路、北側が宅地になっております。

なお、西側の田の所有者からは同意書が添付されております。

土地利用計画図による説明です。現地には譲受人、測量士が立ち会い、申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は実家で畜産業を営んでおり、実家近くの土地を父親から借受け、住宅建築を計画しました。

なお、敷地面積が500平米で計画した場合、180平米が残置農地として残ってしまい、周囲には自己所有の農地もなく利用がしづらく、収益を確保できる作物も見込めないため、1筆全部を一般住宅敷地として利用したく申請するものです。土地利用計画図では、敷地内に128.57平米の平屋住宅を建設する予定です。汚水・雑排水は合併浄化槽において処理し、雨水は敷地内浸透とします。給水は市の水道を利用します。総事業費は親からの借入金で賄い、金融機関の残高証明と借用書が添付されております。

写真ですが、こちらが申請地になります。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上になります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

江連一彦農業委員

今ですね、説明があったように、分家住宅500平米の基準というのがありますが、今回の申請は180平米オーバーするということではありますが、説明のとおり農業の収益性に欠けるといふ部分と、隣地に自己所有の農地がないということと一体利用ができないとの理由から、680平米1筆を転用することに部会としても問題はないだろうという見解でありますので、よろしく願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

事務局からは追加説明等がありますか。

鯉 沼 慶 主 任

事務局の方でも500平米を目安としているのですが、周囲に所有の農地がないことや、180平米の残置農地を残しても利用がしづらく、収益を確保できる作物が見込めないため、1筆全体を一般住宅敷地として転用することを事務局の方でも得ております。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい、それではここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長
田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号5番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
福田正文推進委員

はい、福田委員お願いします。

6番を担当いたしましたので報告いたします。

本申請は、小佐越地内において売買を目的として転用する案件でございます。位置図です。申請地は国道121号線鬼怒川バイパスでございます。これが小佐越の交差点です。ここから西側に150メートルほど来た所が今回の申請の場所でございます。

案内図です。小佐越の交差点から西へ150メートル来た所が今回の申請場所です。

公図をお願いします。小佐越の交差点がここになります。今回の申請場所がここになります。登記簿地目は畑、現況も畑となっております。東側と北側は道路となっております。南と西側は宅地となっております。

土地利用計画図です。現地は譲受人、行政書士に立ち会っていただきました。申請地は建物を2棟計画しております。周囲にはそれぞれ杭打ちがなされておりました。給排水ですが、公共の上下水道を利用いたします。なお、雨水については敷地内浸透といたします。

写真です。今回の申請個所がこの位置でございます。これが道路です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

星 一 徳 議 長
鯉沼慶主任
星 一 徳 議 長
鯉沼慶主任

はい、ありがとうございます。

事務局から説明させていただきます。

はい、どうぞ。

こちらの案件ですが、こちらの申請地の方が以前に建物が建っておりまして、平成22年に非農地証明が出ている所になります。しかし、その時に地目を変更しておらず、建物を取り壊してしまったために、今回申請人の代理人が法務局の方で申請する際に、農地の方の証明で地目変更ができなくなっておりまして、再度、今回新たに転用の方での申請を受け付けたということになりました。以上となります。

星 一 徳 議 長

はい。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について江連部会長から報告願います。

江連一彦農業委員

今説明があったとおり、非農地として証明している案件であります。今回、法務局の登記の方で、再度農地法5条申請で出してきたということで、部会の方としては一旦証明している案件ですので、問題ないだろうということでありまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

星 一 徳 議 長

はい。

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

(福田登美子推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、どうぞ。

福田登美子推進委員
星一徳議長
鯉沼慶主任

星一徳議長
福田登美子推進委員
星一徳議長

鯉沼慶主任

星一徳議長

星一徳議長

星一徳議長
田井哲農業委員
星一徳議長

星一徳議長

星一徳議長
高村充推進委員

社会福祉施設ということですが、どのような施設なのですか。
鯉沼主任お願いします。
高齢化に対応したグループホームでして、男子棟と女子棟を平均するという
ことです。以上です。
よろしいですか。
はい。
他にございますか。
もう一度説明してみてください。非農地の件です。
申請地に以前建物が建っておりまして、非農地証明の申請がありまして、非
農地の証明を出しております。その時に地目の変更をしていなかったの
で、して
いなかったまま建物を取り壊してしまいましたので、この状態になってしま
ったので、法務局の方で地目の変更ができなくなってしまうので、今回新
たに非農地証明ができる状況でもないの
で、新たに計画がありますので転用とい
うことで、申請になったということ
でございます。
はい、ありがとうございました。
他にございますか。

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございま
すか。
ございません。
はい、ありがとうございます。
それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番については、この原案の
とおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員です。よりまして、番号6番については、この原案のとおり許可
することに決しました。
続きまして、7番と8番は関連がございますので合わせて報告を求めま
す。
(高村充推進委員挙手)
はい、高村委員どうぞ。
議案第3号の7番と8番を担当いたしました。
本申請は、日光市小倉地内において、駐車場及び資材置き場を目的として転
用する案件です。
位置図です。JR文挾駅から北に向かって250メートルに位置します。
案内図です。文挾駅から国道121号線を北に向かいまして、200メー
トルの所を左折した所が申請地になります。
公図による説明になります。住所・地目・面積等は議案書記載のとおりとな
ります。登記簿地目は宅地になります。ここが7番の方で、その下の方にある
のですが、ここが8番の所になります。周囲の状況は、東側が道路、西側が宅
地、南側も宅地になります。北側も宅地になります。
土地利用計画図による説明をいたします。現地には譲受人、行政書士が立ち
会いました。申請地を駐車場・資材置き場として利用する計画で、くい打ち
はしてありませんでしたが、テープで四隅に印が付いていました。給排水は
なく、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理します。この計画図
では分かりにくいのですが、ここに水路が通っております。この水路は文
挾用水堀組合、正式名称は分からないのですが、年会費を払っております。
周りには農地がありません。
写真ですが、ここに用水堀が通っております。この敷地が道路側にあり
ます。これは昔、鹿沼に水を引いていた用水堀らしく、最近使っておらず、この下

から違う川にこの道路下をくぐして落としていますけど、管理は用水堀組合が行っているということで、そちらに確認をしてもらう。出入口はこの隣が今回の譲受人ですが、こちらから出入りができるので、用水堀は一切使わないということでもあります。

周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

続いて議案第3号の8番です。先ほどと位置図、案内図は一緒ですので省略させていただきます。

公図による説明も一緒です。住所・地目・面積等は議案書記載のとおりで、登記簿地目は同じく宅地です。現況は畑です。先ほどと同じです。周囲の状況は、東側が道路、西側は青地、南側は宅地、北側も宅地になります。

土地利用計画図です。先ほどと同じく、こちらの方が買い受けるわけですが、料亭を営んでおりまして、駐車場が狭いということで申請いたしました。出入りは現在の宅地の方から入りますので、用水堀はいじくらないで、こちらから駐車場に入ります。こちらに料亭がありまして、ここを出入りしていますので、ここを通過してこちらに駐車場として使用するということになります。給排水はなく、敷地内は砂利敷きいたしまして、雨水は敷地内浸透処理します。金融機関の残高証明もありますし、水路は現状維持ということで、農地も周囲にありませんし、周囲に及ぼす影響もないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

星 一 徳 議 長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部会長から報告願ひます。

高橋和子農業委員

高村委員の説明どおり、部会でも許可相当との統一見解です。よろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

鯉 沼 慶 主 任

事務局からは何かありますか。

事務局の方で水路管理者の方に話をしております、こちらの件については了承を得ております。以上であります。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

(高橋久美子農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

登記簿地目が宅地になっているのですが、転用が必要なのですか。

星 一 徳 議 長

はい、事務局でお願いします。

鯉 沼 慶 主 任

登記簿が農地でなく現況が農地となっておりまして、税務課の課税の台帳等で現況が農地となっておりまして、農業委員会としましては、現況主義ということで、現況が農地となっているものについて農地とみておりますので、今回、農業委員会の方でも許可の案件になってくるというものでございます。

星 一 徳 議 長

高橋委員よろしいですか。

高橋久美子農業委員

はい、分かりました。

星 一 徳 議 長

宅地であろうが山であろうが、現況が農地であれば転用を出していただくということです。農地の形ではないのではというと、昔は農地だったらしいです。税務課で課税上は畑になっているので、転用を出してくださいということです。他にございますか。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号7番・8番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号7番・8番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、日程第9議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。はじめに番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

星一徳議長
神山隆治推進委員

はい、神山委員お願いします。

私は、議案第4号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市猪倉地内において、山林として利用しています。願い出人、願い出地は申請のとおりです。

申請地は猪倉地内。小学校から南東へ約1.3キロメートルに位置した場所です。

案内図をお願いします。小学校から県道22号線石那田線ですが、南東へ約1.5キロメートル進みまして、左折しまして北の方に700メートルほど進みます。T字路がありまして、そこを右に600メートルほど進みますとこちらに申請地があります。

公図をお願いします。こちらが今回の申請地になります。登記簿地目は田、現況は山林です。東側は田になっておりまして、西側と北側は山林になっております。南側はこちらに田がありまして、こちらが山林になっております。

昭和57年に撮られた空中写真があります。申請地はこちらになります。現地には願い出人と息子が立ち会いました。こちらにはテープで印がされておりました。願い出地は願い出人が幼少の頃からヒノキが植林されており、周囲の山林と一体的に利用され現在に至り60年から70年が経過しているとのことです。ヒノキの径も約30センチ以上になっておりました。空中写真の撮影の年からも36年以上が経過しております。

写真ですが、このように生育したヒノキになっております。中には細い木もありますが、大きくなっております。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副会長から報告願います。

高橋和子農業委員

空中写真が添付されており、証明妥当との部会の統一見解です。よろしく願います。

星一徳議長

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長
田井哲農業委員

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり証明妥

星 一 徳 議 長
神山隆治推進委員

当とすることに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

はい、神山委員どうぞ。

私は議案第4号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市木和田島地内において宅地として利用しています。願い出人、願い出地は申請のとおりです。2筆ほどあります。

位置図・案内図は議案第3号の2番と同じ場所ですので、省略させていただきます。

公図ですが、登記簿地目は畑、現況は宅地です。願い出地は2筆になります。これが先ほど5条申請が出されていた所になります。こちらに道路が走っておりまして、東側ですが現況畑になります。西側から南側にかけて赤道になっております。願い出地の間に青地が入っております。こちらの願い出地ですが、納屋がありまして、ビニールハウスがあります。こちらの方に樹木等が植えられておりました。ここに住居がありまして、現在、この青地を利用して住居の方の出入りをメインに使っております。今回、この青地とこちらからこちらにかけて青地の払い下げ申請を行ったということで、それが承諾されたということです。今回申請された場所がここに細いのですが入っております。

平成7年に撮られた空中写真になります。こちらの方に住宅がありまして、こちらに庭木が見えるわけですが、こちらに納屋があつて、こちらにハウスがあります。

現地には願い出人が立ち会い、カラーテープ等で印が落とされておりました。願い出地は、昭和36年に納屋が建てられ、昭和58年に居宅が新築され、その後庭木等が植えられ、隣接の住宅とともに住宅敷地として一体的に利用され現在に至っております。空中写真撮影の年から24年以上が経過しております。平成7年の空中写真が添付されております。

写真です。これが住居になります。ここに青地が入っておりまして、こちら願い出地になっております。こちらが南側の申請地になります。このように植木が植えられ、このように大きくなっております。こちらがもう1筆の願い出地になります。植木等が植えられております。これがもう1筆の願い出地になります。植木等が植えられている状況です。こちらの方はいつ頃か分からなかったのですが、税務課では宅地として課税されているとのことでした。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部長から報告願います。

部会では証明妥当との統一見解です。よろしく申し上げます。

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

高橋和子農業委員
星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長
田井哲農業委員
星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(加藤英利推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
加藤英利推進委員

はい、加藤委員どうぞ。

3番のご説明を申し上げます。本申請は吉沢地内において、宅地として利用しています。願い出人、願い出地は申請のとおりでございます。

位置図です。申請地は吉沢地内。市役所から東へ1キロの所に位置します。

案内図です。市道新里街道を東に向かいまして、踏切の手前50メートルくらいの右側に位置します。

公図によるご説明を申し上げます。登記簿地目は田、現況は宅地でございます。現地には願い出人と家屋調査士が立ち会って、ポイントポイントに赤いスプレーがしてありました。

一部分納屋の荷物があって、この部分は見えないところがありましたが、これが申請地でございます。

これは平成7年の空中写真になります。以前はこちらの方から出入りしていたそうです。

写真です。これは新里街道から入った所の写真でございます。これが納屋です。願い出地は、隣接の宅地に未登記である納屋が昭和6年頃に、同じく未登記である居宅、これは現在建て替えのために解体中でございます。これが昭和47年頃に建築されて以来、住宅敷地及び居宅への進入路として隣接の宅地と一体的に利用されております。

以上のことから、問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副会長から報告願います。

高橋和子農業委員

空中写真が添付されておまして、部会では証明妥当との統一見解です。よろしく願います。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号3番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、川村委員願います。

川村耕一推進委員

議案第4号の4番を担当いたしましたのでご報告いたします。

本申請は、日光市倉ヶ崎地内において宅地として利用しています。願い出人、願い出地は申請のとおりです。

位置図による説明です。申請地は倉ヶ崎地内。警察署から北東へ約1.5キロメートルに位置します。

案内図です。こちらが倉ヶ崎交差点になります。ここを左折しまして、市道を北西に約50メートル進み、ここから右折して約180メートル進みまして、また右折しまして約100メートル行った左手が願い出地になります。

登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側が宅地と道路、西側は畑、南側は宅地と畑、北側は畑になります。

現地には願い出人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願い出地は昭和39年頃に居宅が新築されて以来、隣地の宅地とともに住宅敷地として一体的に利用されて現在に至っております。

平成7年の空中写真が添付されておりました、20年以上が経っております。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

江連一彦農業委員

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。部会の方でも証明することに問題はないだろうという判断ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号4番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続いて5番についても川村委員お願いします。

川村耕一推進委員

続いて5番を報告いたします。

本申請は日光市今市地内において駐車場として利用しています。願い出人、願い出地は申請のとおりです。

位置図による説明ですが、東武駅から南東方面に約200メートル進んだ場所が願い出地になります。

案内図です。東武駅から200メートル進んだこの場所になります。

願い出地は1筆で、登記簿地目は田、現況は駐車場です。周囲の状況ですが、東側は道路、西側は雑種地、南側と北側は宅地になります。現地には願い出人、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。

願い出地は、昭和49年に居宅が新築されて以来、宅地として利用されてきました。昭和51年の空中写真が添付されておりました、20年以上が経っております。

写真ですが、こちらが願い出地になります。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

江連一彦農業委員

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。現在は更地になっておりますが、当時は建物が昭和49年に建てられたとい

うことで、その確認が空中写真で確認できるということで、部会の中では証明することに問題はないだろうということでもありますので、よろしく願います。以上です。

星 一 徳 議 長

ここで現地調査を実施した部会以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号5番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

(16:00 暫時休憩)

(16:10 再開)

星 一 徳 議 長

総会を再開いたします。

日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長

はい、小柳副主幹。

小柳房雄副主幹

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画(案)を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、所有権移転及び利用権設定の案件がございます。

まず、所有権移転の案件になります。総会資料は12ページになります。今月の所有権移転の件数は1件で、面積合計は1筆で748平米です。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

次に利用権設定の案件ですが、総会資料は13ページから27ページになります。件数は42件、面積は213筆で、336, 134. 24平米となります。内訳は、新規が27件、151筆で235, 399. 24平米、更新が15件、62筆で100, 735平米です。

なお、番号1番は農業委員会扱い、2番から42番までが農用地利用集積円滑化団体である日光市農業公社扱いとなっております。

設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

なお、資料13ページの賃借権設定1番の借賃についてご説明いたします。当案件の借賃は、農業委員会で定める農地賃借料の未整備地域の平均額となっておりますが、この金額については、総会資料の最後のページをご覧ください。今後審議していただきます議案第6号 令和2年度農作業料金等の標準額についての資料右側の未整備地域というのがあるんですが、こちらの平均額を見ていただきますと、9, 100円となっておりますので、1番の借賃については10アール当たり9, 100円となります。

なお、農作業料金等の標準額につきましては、議案第6号で改めて説明がございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ただ今説明が終わりました。審議をいたします。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

星一徳議長
福田重勝推進委員
小柳房雄副主幹

はい、福田委員。

13番の賃借料ですが、これはどういうことですか。

13番についてご説明いたします。13番については親子間の貸し借りということになるんですけど、ゼロ円という訳にはいかないものですから、1,000円でという形になっております。以上でございます。

星一徳議長

他にございますか。

(福田絹江農業委員挙手)

星一徳議長
福田絹江農業委員

はい、職務代理をお願いします。

2番ですが、主食用一等米が10アール当たり39キログラム、その下の部分にも10アール当たり現金で1,043円と2通りの契約になっておりますがどういうことなのでしょうか。

(小柳房雄副主幹挙手)

星一徳議長
小柳房雄副主幹

はい、小柳副主幹。

2番の案件についてご説明いたします。主食用一等米と現金ということで両方書いてあるのですが、こちらにつきましては、お米とお金両方合わせてということで契約になっております。以上でございます。

星一徳議長

お米は10アール当たり39キログラム返して、お金は10アール当たり1,043円でくれるということ。両方くれるということですね。お米も1反歩39キロもらって、お金は1反歩1,043円もらうということですね。

星一徳議長

他にございますか。特に地元推進委員さんお願いします。

星一徳議長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

はい、ありがとうございます。挙手全員です。よりまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

続きまして、日程第11 議案第6号「令和2年度農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星一徳議長
鯉沼慶主任

はい、鯉沼主任をお願いします。

議案第6号 令和2年度農作業料金等の標準額についてご説明いたします。総会資料の28ページをお開きください。

この案件は、農地法第52条 農業委員会は、農地の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、農地の利用の状況及び賃借の動向等農地に関する情報を収集し、農業委員会で把握している情報と併せ、委員会独自の資料として情報を提供するものです。

それでは、最初に農作業標準賃金についてご説明いたします。これについては、一日8時間一般的な農業軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。

なお、記載してある賃金は昨年と同額で、時給に換算しますと875円となります。

次に、その下に移ります。農作業標準料金は、育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について農地の面積等に応じて料金を記載しています。

次に、右上に移りまして、機械等移動基本料金は、農業機械の移動距離に応じた料金を記載しています。

なお、農作業標準料金及び機械移動基本料金は、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金を参考にさせていただいています。いずれの料金も昨年と同額でございます。

最後に4番目に記載のある農地賃借料については、農業委員会が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間分のデータを収集した統計です。データの対象は、農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第18条)により効力の発生した賃貸借の1筆ごとの賃借料です。

平成31年は、水田は1,379件で、うち基盤整備済みが323件、未整備地域が1,056件、畑は60件で計1,439件です。

なお、田の基盤整備済みと未整備地域及び畑の賃借料の平均額、最高額、最低額につきましては記載のとおりとなります。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がございました。この件につきまして皆様方から何がございましたらお受けいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

星 一 徳 議 長
増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵委員どうぞ。

先ほどの議案第5号で賃借料の件でございましたが、現物でお米を返しているところの値はこの賃借料の方にはどのようになっているのですか。

鯉 沼 慶 主 任

物納に関しましても、こちらに含めておりまして、1俵当たり13,400円で換算しております。以上となります。

(福田登美子推進委員挙手)

福田登美子推進委員

今までの古い表と比較してみたのですが、28年度くらいから資料を見てみたのですが、農作業の賃金とか標準料金については、全く変わっていないんです。それに対して賃借料については、昨年比で基盤整備地域については平均額がプラス500円、最高額がプラス3,200円。畑につきましては、平均額がプラス2,400円、最高額がプラス2,600円、最低額がプラス400円。そのような形になってはいますが、結構上がっているなと感じました。以前の頃と比べましても上がっているなと感じるところなんです、この辺については何か上がっている要因とかがあるのかどうかお伺いいたします。

星 一 徳 議 長
鯉 沼 慶 主 任

事務局お願いします。

実績です。たまたま考えられるのですが、中間管理権の影響というのが考えられます。これまで相対で話を付けていたものが、中間管理を挟むことによって、出し手側の金額が言い易い環境になってきているというのが一つの理由として考えられるのではないかと思います。

その他には、米価が上昇しているということがありますので、換算したときに金額の方も上昇しているということもまた考えられるかと思います。以上となります。

星 一 徳 議 長

確かに中間管理機構が入ると言い易いかも知れません。

(田井哲農業委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、どうぞ。

田井哲農業委員

貸している方も、今まではやってもらっているという意識だった。しかしこれからは自分の土地を有利に展開していかななくてはならないわけです。自分の土地ですから。ですから税金も払っているわけですから。それからうちの方の土地改良の費用も全部もらっているわけですから。そういうことを考えていくと簡単に貸したのでは損をしてしまうというのが出てきます。中間管理機構が出てきましたから、昔みたいな0円なんていう契約がなくなってきました。貸す方も貸す方なりの理由があります。借りる方も貸す方もお互いにその辺のところを研究していかないと段々難しくなってきます。今うちの方の土地改良で困っているのが賦課金があるのですが、賦課金はどちらで払うのかという話に必ずなります。農業委員会また、農業公社に契約するときには必ず正式な契約をしてくださいとお願いしています。借り手側が払います、貸し手側が払いますという条件をきちんとしておかないと必ずトラブルなんです。この賦課金は土地の所有者が払うということに法律で決まっています。ですから土地の所有者からもらいます。ですがお互いにその辺の話をしていただかないと、後で必ずトラブルになるということなんです。これからは貸し借りを正当化して、正しい方向に進んでいくために、途中でトラブルが起きないためにはその辺のところを理解していただき、貸す方も借りる方も理解をしていただくというのが一番いいのかなと思います。よろしくお願いをいたします。

星一徳議長

そのとおりですね。振興公社でこのところ賃料が上がってきているという話をしました。話の中でやはり鯉沼主任が言ってくれたようにお互いに言い易い環境になってきたというのが大きな要因だと分析しておりました。

それとただ今理事長が言ってくれたように、貸し借りの契約の時に、利用権を設定する時に草刈とか田の水を見るとか等は、これからきちんと明文かしていかないと、必ずこの問題になってくると思います。

田井哲農業委員

必ずそういうトラブルがあります。法的に言えば所有者が払うということになっています。

この間相談に来た人がいて、そういうものを払わないためにはどうすればいいのかと言っておりましたので、田ではなくすればいいと言いました。転用ができれば転用すればいいですよと言いました。しかしできない土地もありますから。今、そういう人達が結構増えてきています。遺産相続でもらうと市外の人でももらえます。地元の人以外の人でももらえます。何で私が払わなくてはならないのかという話に必ずなります。その辺のところは説明させていただいております。でもなかなか理解していただけないのが現実です。でもこれは法的に払わなくてはならない規則になっておりますから、督促状で強制的に払っていただくという方向で進めるのですが、やはりしっかりと説明をして理解していただくというのがこちらの仕事です。そういうことが少しずつ出てきているものですから皆さんにご協力いただきたいと思います。

星一徳議長

今度は2年前から準組合員も払えるようになりました。ですから今迄みたいに土地の所有者が払うという債務者ばかりにはならないということです。

田井哲農業委員

ですから契約をきちんとしていないとトラブルります。借りる方もこのお金は入っていません、このお金は入っていますということを確認した方がいいと思います。そうしないと、こちらは貸したのだから払うのが当たり前だということ金額にないから所有者の支払いになります。

星一徳議長

そうですね。
他に何かございますか。

星一徳議長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第6号「令和2年度農作業料金等の標準額について」は、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第6号「令和2年度農作業料金等の標準額について」は、原案のとおり決定することに決しました。

続きまして、日程第12 議案第7号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代係長挙手)

星 一 徳 議 長
川 村 光 代 係 長

はい、川村係長。

総会資料ですが、本日皆様の机の上にお配りしたものになってございます。

令和元年12月11日付けで全国農業会議所より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について依頼がございました。

その内容でございますが、昨年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。言うまでもなく行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

つきましては、本申し合わせ決議の趣旨に則り、令和2年1月総会までに決議の実施をお願いするものでございます。ということで通知がございました。

議案第7号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」ということで、まず1番 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2番 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ただ今、説明が終わりました。この件についてご質問等ございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第7号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」については、この原案のとおり決議することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第7号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」については、この原案のとおり決議することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年1月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時48分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

1 1 番 委 員

1 番 委 員